

# 丹波市福祉事業所物価高騰対策支援金説明書

丹波市 福祉部

## 1. 支援金について

### (1) 対象者

- ・令和8年10月1日（基準日）時点において継続して事業を行っている市内の介護・障害福祉サービス事業所等のうち、(5) 支援金額算定方法の別表第1に記載のある事業が支援対象となります。
- ・支援金申請にあたっては、事業種別ごとに申請書類を作成し、申請してください。

※県の補助事業である「令和8年介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業」と重複する部分は交付することができませんのでご注意ください。

### (2) 支援金の種類

- ・支援金は次の2種類となり、下表のとおり、事業所区分によって対象が異なりますのでご注意ください。

光熱費支援金…事業に要した光熱費（ガソリン、軽油、灯油、重油、液化石油ガス及び電気の購入又は利用代金）に対する支援金

車両燃料費支援金…専ら事業の用に使用した車両燃料費（車両の運行のために必要となる燃料の購入又は利用代金）に対する支援金

| 事業所区分      | 光熱費支援金 | 車両燃料費支援金 |
|------------|--------|----------|
| 入所系事業所     | ○      | ×        |
| 通所系事業所     | ○      | ○        |
| 訪問系・相談系事業所 | ×      | ○        |
| 相談系事業所     | ×      | ○        |

### (3) 対象期間

令和8年4月から令和8年9月（6ヶ月間）

### (4) 支援金申請（請求）額

(5) 支援金額算定方法によって算定した、〔光熱費支援金〕及び〔車両燃料費支援金〕の合計額が支援金申請（請求）額になります。ただし対象期間に事業に要した光熱費の2割を上限とします。

※千円未満切捨て

### (5) 支援金額算定方法

〔光熱費支援金〕

支援基準額×対象期間の各月の実績人数の合計

〔車両燃料費支援金〕

支援基準額×事業所が所有する専ら事業の用に使用する車両台数

丹波市福祉事業所物価高騰対策支援金交付要綱  
別表第1（第4条関係）

| 事業         |                                                                                                                                                                                                              | 支援基準額                                            |                                                                        |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 形態         | 事業種別                                                                                                                                                                                                         | 光熱費                                              | 車両燃料費                                                                  |
| 入所系<br>事業所 | ア 介護老人福祉施設<br>イ （予防）短期入所生活介護<br>ウ 地域密着型介護老人福祉施設<br>エ 介護老人保健施設<br>オ （予防）短期入所療養介護<br>カ （予防）認知症対応型共同生活介護<br>キ 養護老人ホーム<br>ク 軽費老人ホーム<br>ケ 短期入所<br>コ 施設入所支援<br>サ 共同生活援助<br>シ 福祉型障害児入所施設<br>ス 児童養護施設                | 2,300円                                           | —                                                                      |
| 通所系<br>事業所 | ア 通所介護<br>イ 地域密着型通所介護<br>ウ （予防）認知症対応型通所介護<br>エ （予防）通所リハビリテーション<br>オ （予防）小規模多機能型居宅介護<br>カ 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（国基準通所型サービス）<br>キ 生活介護<br>ク 就労移行支援<br>ケ 就労継続支援（A型・B型）<br>コ 就労選択支援<br>サ 児童発達支援<br>シ 放課後等デイサービス | （入浴介護を行う事業所）<br>1,100円<br>（入浴介護を行わない事業所）<br>500円 | 排気量<br>2,401cc以上 17,000円<br>661ccから2,400ccまで 10,000円<br>660cc以下 7,000円 |
| 訪問系<br>事業所 | ア （予防）訪問介護<br>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護<br>ウ （予防）訪問入浴介護<br>エ （予防）訪問看護<br>オ （予防）訪問リハビリテーション<br>カ 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（国基準訪問型サービス）<br>キ 配食サービス事業                                                                    | —                                                |                                                                        |

| 事業         |               | 支援基準額 |       |
|------------|---------------|-------|-------|
| 形態         | 事業種別          | 光熱費   | 車両燃料費 |
| 相談系<br>事業所 | ク 居宅介護        |       |       |
|            | ケ 同行援護        |       |       |
|            | コ 重度訪問介護      |       |       |
|            | サ 就労定着支援      |       |       |
|            | シ 自立生活援助      |       |       |
|            | ス 保育所等訪問支援    |       |       |
|            | セ 居宅訪問型児童発達支援 |       |       |
|            | ア 居宅介護支援      |       |       |
|            | イ 介護予防支援      |       |       |
|            | ウ 介護用品給付事業    |       |       |
|            | エ 計画相談支援      |       |       |
|            | オ 地域移行支援      |       |       |
|            | カ 地域定着支援      |       |       |

※ 事業所が自己名義の車両を1台も所有していない場合に、他者名義の車両であるが、事業の用に使用し、その際の車両燃料費を事業所が負担している車両がある場合には、1台を上限として車両燃料費支援金の申請ができる。

※ 訪問系事業所及び相談系事業所の車両においては、支援対象者である運営事業所と雇用契約を締結している従業員等が使用する車両で、かつ、対象期間に事業実績のある場合には、実績に応じて月割りにて車両燃料費支援金の申請ができる。(別添付書類必要)

## 2. 申請手続きから支援金交付の流れ (※ 下線部は事業所の事務です。)

(1) 支援金交付申請に係る書類作成 (事業所／申請書兼請求書・その他必要な書類)

(2) 支援金交付申請及び必要な書類の提出 (事業所→市 (介護保険課))

(3) 支援金交付申請及び必要な書類の内容審査 (市／不備等がある場合は、個別に連絡あり)

(4) 支援金額確定通知 (市→事業所あて) ※支援金振込予定日を記載

(5) 指定口座に支援金を振り込み

## 3. 申請期日

令和8年12月10日(木)まで

※郵送については当日消印有効

## 4. 申請書類等の作成について

(1) 支援金交付申請書等の作成にあたっては、支援対象となる事業種別ごとに別添の様式ファイル「福祉事業所物価高騰対策支援金様式 (申請・実績・請求)」を使用し、下記の手順で行ってください。

- ① 「(1)基本情報入力シート」の「丹波市福祉事業所物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書及び実績報告書作成用 基本情報入力シート」について、「基本シート（記入例）」の記入例及びコメントの指示に従い、黄色セルに入力する。
- ② すべての黄色セルの入力が終われば、入力項目のすべてが「○」となっているか及び誤りがないかを確認する。
- ③ 「(2)実績報告書」「(2)実績報告書②」の「丹波市福祉事業所物価高騰対策支援金実績報告書」について、「実績報告書（記入例）」の記入例及びコメントの指示に従い、「※入力の有無」が“必要”になっている項目について、色がついていない部分に入力する。
- ④ 「丹波市福祉事業所物価高騰対策支援金実績報告書」の（3）実績人数についての定員チェック欄が“×”と表示される場合には、実績人数が定員を超えた人数になっているので、入力数値に誤りがないか確認する。  
なお、誤りではなくやむを得ない理由（虐待対応による受入等）によって定員超過している場合には、「定員超過理由書」の「丹波市福祉事業所物価高騰対策支援金定員超過理由書」に定員超過の理由を記載する。
- ⑤ 「(3)申請書兼請求書」の「丹波市福祉事業所物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書」について、「申請書兼請求書（記入例）」の記入例及びコメントの指示に従い、記載漏れ及び誤りがないか確認する。記載漏れ等がある場合には、「(1)基本シート」に戻って修正する。

（２）各様式には関数が入っておりますので、決められた入力箇所以外を修正する必要がある場合には必ずご相談ください。また、関数がうまく反映されない場合には、ご相談いただくか、市のホームページから様式ファイルをダウンロードしてご使用ください。

（３）作成した様式ファイルについては、Excelファイルのまま電子メール（kaigohoken@city.tamba.lg.jp）により申請してください。

（４）支援金交付申請書等の作成の際に、書き方等に疑問が生じた場合には、様式ファイル「福祉事業所物価高騰対策支援金様式（申請・実績・請求）」の、「丹波市福祉事業所物価高騰対策支援金 質問票」を使用して、電子メールまたはFAXにてご質問ください。

なお、回答については、「丹波市福祉事業所物価高騰対策支援金Q&A」を更新し、市のホームページにて公表いたしますのでご確認ください。

## 5. 申請書類等の保管と調査について

（１）この支援金の申請に用いた実績人数の根拠資料及び支出等に係る根拠書類は令和8年度末まで適切に整備保管をお願いします。また、支援金事務を適切に行うため、事業所に伺い書類等の確認をさせていただく場合があります。